

『教職員の兼職兼業とは？』

松浦市教育委員会

「得意分野の経験を活かして、部活動が地域に移っても地域クラブの活動を支援したい。」

「地域クラブや保護者会、生徒からの要望があれば、地域クラブの指導にあたろうと思う。」

「兼職兼業って聞くけど具体的にどうしていけばいいのかよく分から…。」

このようなお悩みを解消するために、教職員の兼職兼業について簡単にまとめました。

教職員が本当に別の職を兼ねていいの？

- ★ 教職員の兼職兼業は法律で認められています。地方公務員である公立学校の教職員（常勤・事務職員等を含む）は、当該教職員が希望する場合であって、地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、服務を監督する教育委員会の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。
 - 兼職とは…地方公共団体若しくは国から委嘱を受けて、教育に関する非常勤の職や委員に就くこと。
 - 兼業とは…報酬をもらって何らかの事業に従事したり、営利目的の事業を営んだりすること。
- ★ 地域クラブの指導者として、報酬を得て子どもたちの指導に従事する場合は兼業となります。

どうすれば兼職兼業ができるの？

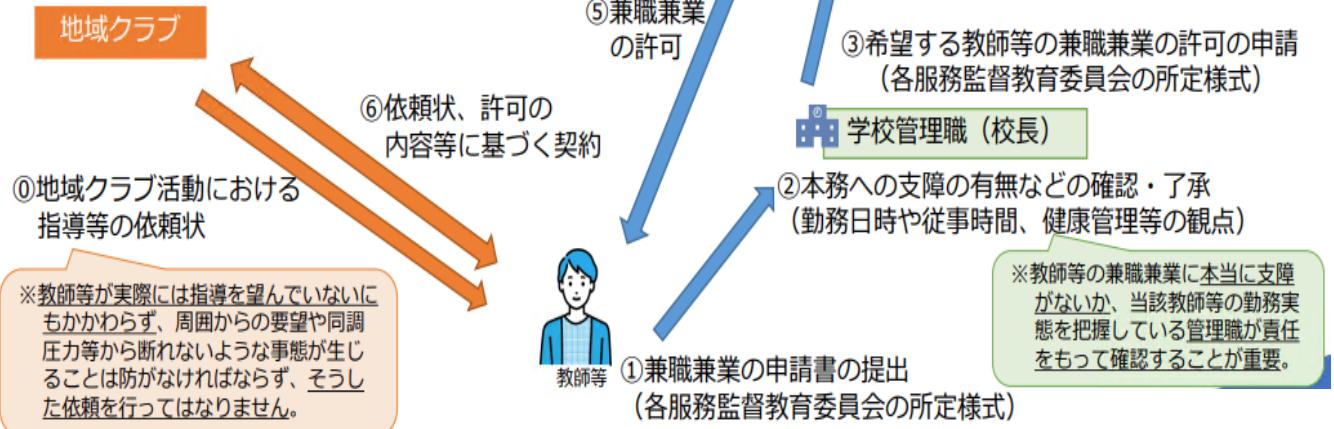
- ★ 兼職兼業は、本務である教職員としての業務に支障がなく、従事する内容が原則教育に関するものである必要があります。そこでまず所属する学校の校長に相談し、了承を得ます。
- ★ 校長の了承が得られたら、松浦市教育委員会に兼職等承認申請書※を提出し、教育委員会の承認を得ます。
 - 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（裏面参照）

※松浦市小中学校管理規則 第28条（兼職及び兼業）別記様式

条件や注意点はある？

- ★ 教職員が実際には指導を望んでいないのに、周囲からの要望や同調圧力等から断れず望まない兼職兼業を受けたり、地域クラブが依頼したりしてはいけません。
- ★ 児童生徒や保護者が学校運営に不安を持ったり、疑念を抱いたりするものや教職員としての信用を失墜させるもの・状況は兼職兼業として認められません。
- ★ 学校における労働時間（正規の勤務時間と超過勤務時間の合計）と兼職兼業に従事する労働時間の合計から法定労働時間を差し引いた時間が1ヶ月100時間、複数月の平均が80時間を超えてはいけません。

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



（文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」抜粋）

教職員の兼職兼業に関する【Q&A】

Q1. 勤務する学校の校区外の地域クラブから依頼を受けた場合も兼職兼業できますか？

A1. はい。勤務校のみでの指導に限定しません。

Q2. 平日にも兼職兼業で指導を行うことができますか？

A2. 可能ですが、条件により服務の扱いが変わります。所属学校外の児童生徒に対して指導を行う場合は、勤務時間外が原則となります。ただし、長期休業中等、平日の日中に指導を行おうとする場合（教職員としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合）は、地方公務員法第35条に基づく所属校の校長による職務専念義務の免除の承認が必要です。従事内容によっては年休の取得が必要です。所属学校の児童生徒に対して指導を行い、校長の判断により学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象ではありません。

Q3. 報酬を得ずに無償ボランティアとして地域クラブの指導を兼職兼業することはできますか？また、その場合も教育長の承認は必要ですか？

A3. 勤務時間外に報酬を得ずにボランティアとして従事する場合は、兼職兼業にあたりません。よって、教育委員会の承認も必要ありません。従事に係る交通費等の受領は報酬にあたりませんが、実費を超える分の受領がある場合は、報酬となり、有償ボランティアになります。

Q4. 地域クラブの運営者から得る報酬に上限はありますか？

A4. 報酬の上限については、「社会通念上相当と認められる程度を超えない額」となります。

Q5. 臨時講師や会計年度任用職員（非常勤講師）、事務職員等、校長、教頭（副校長）も地域クラブの指導者として兼職兼業できますか？

A5. 学校運営上支障がない場合は可能です。会計年度任用職員については、兼職兼業の承認自体が必要ありません。

Q6. 兼職兼業に係る業務に従事していた時に起きた怪我等について、公立学校共済組合の助成等や日本スポーツ振興センター「災害共済金給付制度」の利用はできますか？

A6. 地域クラブの活動は学校管理下にないため、利用できません。必ず各自で任意のスポーツ保険等に加入してください。

（参考）○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

《https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf》

○教師等の兼職兼業について（文部科学省HP）

《https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html》